

プロジェクト ASAF 対応

項目 IFRS 第 9 号「金融商品」-対称的な期限前償還オプション

本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 3 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において議題として取り上げられる対称的な期限前償還オプション (symmetric prepayment options) に関する IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の狭い範囲の修正案の概要を説明し、ASAF 会議での発言案についてご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、本論点に関する 2016 年 12 月開催の IASB ボード会議までの議論の概要は別紙 1 に記載している。

2017 年 1 月開催の IASB ボード会議における議論

3. 2017 年 1 月の IASB ボード会議では、対称的な期限前償還オプションについて、次のことを暫定的に決定した。

(1) 下記の場合に、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産が償却原価での測定、又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となるような IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正を提案する (当該金融資産が事業モデルの要件を満たすことが前提となる)。

- ① 当該金融資産が IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)¹の要求事項 (契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである期限前償還可能な金融資産) を満たすはずのところ、期限前償還要素の対称的な性質の結果として要求事項を満たさない。かつ、
- ② 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である。

(2) この狭い範囲の修正の発効日を、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度 (IFRS 第 9 号の発効日と同じ) とすることを提案し、公開草案に、発効日をもっと遅くして早期適用を認める方が適切かどうかに関する質問を記載する。

¹ IFRS 第 9 号 B4.1.11 項には、以下の定めがある (強調は事務局による追加)。

「以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じる契約条件の例である。

...

(b) 発行者 (すなわち、債務者) が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者 (すなわち、債権者) が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額 (これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある) を表しているもの」

(3) 修正案の遡及適用を要求する。

4. IASB は、前項(1)の狭い範囲の修正案について、以下のように考えている。1月のボード会議において IASB スタッフより示された提案内容は別紙2に示している。
- (1) 「負の補償」は「元本及び利息の支払いのみ (solely payments of principal and interest; SPPI)」要件 (以下「SPPI 要件」という。) を支える基本的な融資の取決めの概念²とは整合しないが、対称的な期限前償還オプションが既存の IFRS 第9号 B4.1.11 項(b) (以下「B4.1.11 項(b)」という。) で取り扱われている「正の補償」と異なる内容のキャッシュ・フローをもたらさないのならば、償却原価の仕組みは機能するであろう。
- (2) SPPI 要件を満たさないキャッシュ・フローを生じるような金融資産が償却原価で測定されないように例外の範囲を制限する最も簡単 (straight-forward) な方法として、当初認識時の期限前償還要素の公正価値が僅少であることを要件として定める。これは、現行の IFRS 第9号における他の期限前償還オプションの限定的な例外規定 (IFRS 第9号 B4.1.12 項³) とも整合する。
5. 1月のボード会議では、スタッフにより以下のプロジェクト・タイムラインが示されたが、これに関するボードの決定は求められなかった。

² IFRS 第9号 B4.1.7A 項には、以下の定めがある。

「元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めでは、貨幣の時間価値 (略) 及び信用リスクへの対価は、通常は利息の最も重大な要素である。(以下略)」

³ IFRS 第9号では、例えば、契約上、額面による期限前償還が可能である購入した信用減損金融資産のような金融商品の分類について対応するための限定的な例外規定として、B4.1.12 項を定めている (強調は事務局による追加)。

「B4.1.10 項にかかわらず、他の点では 4.1.2 項(b) 及び 4.1.2A 項(b) の条件を満たすが、発行者が負債性金融商品を期限前償還すること又は保有者が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている (又は要求している) 契約条件があるため当該条件を満たさない金融資産は、以下のすべてに該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格である (4.1.2 項(a) 又は 4.1.2A 項(a) の条件を満たすことが条件となる)。

- (a) 企業が当該金融資産の取得又は組成を契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行う。
- (b) 返済金額が、実質的に契約上の額面及び契約上の発生した (しかし未払の) 利息 (これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある) を表している。
- (c) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。」

タイムライン	プロジェクト計画
2017年2月	・ボードによる審議終了
2017年4月	・月末までに公開草案を公表
2017年5月	・コメント期間終了
2017年6月から7月	・ボードによる再審議
2017年10月	・月末までに最終改訂版を公表

6. ボード会議では、コメント期間を30日間とすることについて翻訳が必要な国への対応や、公開草案に対するコメントにより、より大きな問題点が発見される可能性を指摘する意見もあったが、本論点の広がりや重要性から、ボードは今回の改訂に向けたプロセスを進めることとした。

2017年2月開催のIASBボード会議における議論

7. 2017年2月のIASBボード会議において、本論点に関するデュー・プロセスについて議論される予定である。スタッフ・ペーパーでは、修正案に関する公開草案のコメント期間を30日間とする旨が提案されており、IASBボードに対し、適切なデュー・プロセスが完了したことを確認するとともに、書面投票手続に向けて公開草案の準備を進めてもよいかを確認する予定であることが記載されている。

コメント期間について

8. IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックでは、公開草案に対するコメント期間について以下のように定められている。IASBスタッフは今回のIFRS第9号の狭い範囲の修正案は「事項の範囲が狭く、緊急性がある」ものであるとしている。

デュー・プロセス・ハンドブック6.7項（強調は事務局による追加）

IASBは、通常、公開草案に対するコメントについては120日の最低期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、IASBは30日を下回らないコメント期間を検討することができるが、120日未満の期間を設定するのは、デュー・プロセス監督委員会（以下「DPOC」という。）と協議して承認を受けた場合のみである。

9. IASBスタッフは、今回のIFRS第9号の狭い範囲の修正案が「緊急性がある」とする理由について以下のように考えている。

- (1) IFRS第9号は2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されるため、企業がIFRS第9号と同時に修正案を適用することが可能となるよう、可能な限り早

- く最終化する必要がある。修正案を IFRS 第 9 号の発効日までに最終化できないことは、影響のある企業にとって、非効率かつ負担が大きい。IFRS 第 9 号の適用にあたり、特定のポートフォリオを公正価値測定に変更することは企業にとってかなりのコストを要する。公正価値測定は修正案を IFRS 第 9 号の発効日と同時に適用することになれば不要なものとなる。
- (2) DPOC は 2017 年 1 月に開催された会議において、30 日を下回らないコメント期間とするスタッフの提案に同意した。
- (3) IASB スタッフは、特定の金融機関及び業界団体から、この論点に関しては緊急の対応が必要であることを強調するフィードバックを受け取っている。IASB スタッフは、多くの場合、今回の修正案の影響を受ける作成者は、現行の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」⁴を適用するにあたり必要だったのであることから、対象となる期限前償還オプションが付された金融商品に関して要求される情報を既に有しているだろうと考えている。したがって、今回の修正の適用は作成者にとって負担とはならず、修正の公表から発効日までの期間は比較的短期間でよいと考えている。
10. また、IASB スタッフは今回の IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正が「事項の範囲が狭い」とする理由について、提案された例外の範囲はかなり限られており、IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項を支える原則は変更されないことを強調している。さらに、今回の修正は該当する金融商品を有するような利害関係者にしか影響を与えないとしている。
11. IASB スタッフは今後のプロジェクト・タイムラインも考慮して、公開草案について 30 日を下回らないコメント期間とすることを提案している。IASB スタッフは、公開草案は狭い範囲の修正であることから、提案について検討し、コメントする期間としては十分であると考えている。その関連で、プロジェクトの進捗状況を利害関係者に通知するため、IASB スタッフは IASB のウェブサイトプロジェクト・ページを設けている。

⁴ IAS 第 39 号は、以下の条件をすべて満たす場合、組込デリバティブを主契約から区分して、デリバティブとして会計処理することを求めている。(強調は事務局による追加)

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが、主契約の経済的特徴およびリスクに密接に関連しないこと
- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品が、デリバティブの定義に該当すること
- (c) 複合金融商品が、公正価値で測定し、その変動を損益認識するものではないこと

2017年3月開催のASAF会議における質問事項

12. IASBは2017年10月に本論点に係る修正を公表することを意図しており、今回のASAF会議では、本資料第3項に記載したIASBの暫定決定について、コメントがあるかどうか質問事項とされている。

ASBJ事務局による分析

13. 本論点については、第50回ASAF対応専門委員会（2017年1月24日開催）において、主に基準開発のプロセスについて以下のような意見が聞かれている。
- ・ 対称的な期限前償還オプションについては基準開発段階で把握することが可能であったと考えられ、特段の説明がなく、このような論点が突如として議論されていることに違和感がある。一定の事情により適時に会計基準を修正することは理解できるが、基準開発における検討プロセスに問題があったのではないかと考えられ、今後の基準開発における改善案を検討すべきではないか。
 - ・ 実務上把握された論点については、既に公表された会計基準に対する手当てとしては一定の暫定的な対応を行ったうえで、抜本的な議論を行うことが考えられるが、本論点について緊急的に会計基準の修正というかたちで対応されると、IFRSを適用している法域間での不公平感を生じさせることになると考えられるため、(ASAF会議で)このようなことについて議論をすることが考えられる。
 - ・ 本論点については、グローバルな会計基準におけるデュー・プロセスとしては問題があると考えられるものの、修正を行う内容自体は不合理ではないと考えられる。
14. 2月のスタッフ・ペーパーによれば、デュー・プロセス・ハンドブック3.74項に基づき、修正案により生じそうな財務報告の影響として、1月のIASBボード会議において議論された内容を結論の根拠に含める予定としている。1月のスタッフ・ペーパーに記載された内容に関するASBJ事務局の分析は以下のとおりである。
- (1) IASBスタッフは、今回の提案はSPPI要件及び基本的な融資の取決めの概念の例外であると分析している。一方で、IASBの考え方では、実効金利法が適切なのは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品についてだけであるとされている⁵。実効金利法の適用は当初の契約条件による満

⁵ IFRS第9号BC4.172項には、以下の記述がある。

「資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するというIFRS第9号の要求の目的は、実効金利法が目

期までの元本と利息が回収できるような「単純」なキャッシュ・フローを前提として考えると考えられ、今回のように期限前償還があった場合に、当初の契約条件で定められた元本と利息が回収できない可能性があり、かつ、市場金利の動向により将来キャッシュ・フローの見積りを変えなければならないようなキャッシュ・フローは「複雑」なものに分類されるのではないか⁶。

- (2) 今回の修正案が対象として想定しているのは、市場金利のみの変動により B4. 1. 11 項(b)における「合理的な追加の補償」の「符号」が変動するような期限前償還オプションが付された金融資産であることはこれまでの議論の経緯から明らかであるが、1月のスタッフ・ペーパー等による限定的な範囲の修正案の対象は「当該金融資産が IFRS 第9号の B4. 1. 11 項(b)の要求事項を満たすはずのところ、期限前償還要素の『対称的な』性質の結果として要求事項を満たさない」としか記載されていない。

この点、1月のスタッフ・ペーパーによれば、期限前償還額に含まれる金利差異以外の変動（公正価値の変動やヘッジ手段を終了させるために公正価値で計算される「コスト」）は、(現行の IFRS 第9号においても) B4. 1. 11 項(b)の要件を満たさない（「合理的な追加の補償」に該当しない）と解釈できるような記載がされている（別紙2参照）。

現行の IFRS 第9号では B4. 1. 11 項(b)の「合理的な追加の補償」の範囲・内容を明確に定義する定めはないと認識している。我が国の実務において、期限前償還により債権者が被る損害としては、金利差異の他に、貸付のヘッジ取引として締結された金利スワップ等のデリバティブ取引の精算に伴う解約コスト等もある。仮に、狭い範囲の修正により IFRS 基準（結論の根拠含む。）にスタッフ・ペーパーと同様の言及がなされた場合、我が国の実務にも影響を与える可能性があると考えられるがどうか。

- (3) IASB スタッフの提案によれば、「追加的な適格要件」として、「企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である」

的適合性のある有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IASB の考えでは、実効金利法が適切なのは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品についてだけである。これに対し、BC4. 23項に示したように、実効金利法は、元本及び元本残高に対する利息ではない契約上のキャッシュ・フローの配分には適切な方法ではない。むしろ、そうした複雑性のより高いキャッシュ・フローは、報告される財務情報が有用な情報を提供することを確保するため、契約上のキャッシュ・フローへの評価の補正（すなわち、公正価値）が必要となる。」

⁶ なお、SPPI 要件の狭い範囲の例外として定められている B4. 1. 12 項については、契約上の額面金額で期限前償還可能な金融資産にだけ適用されることから、基本的な融資の取決めと整合しているとされている（IFRS 第9号 BC4. 193 項参照）。

こととしている。この要件は IFRS 第 9 号 B4.1.12 項の記載と同じであるが、B4.1.12 項については関連する結論の根拠において、購入した信用減損金融資産や市場金利よりも低利で組成される一部の金融資産を対象として想定しており、これらについては債務者が期限前償還を選択する可能性は低いから、契約上の期限前償還要素は公正価値が僅少である可能性が高いとしている⁷。一方、今回の要望書で取り扱われている対称的な期限前オプションが付された金融資産は、このような極端な状況を前提とした商品を対象としているものではないと考えられることから、期限前償還要素の公正価値が僅少であるかどうかの判定は実務上、非常に困難であることが想定されるかどうか。

ASBJ 事務局による発言案

15. 上述した点を踏まえ、2017 年 3 月の ASAF 会議においては、以下のような点についてコメントすることが考えられるかどうか。なお、当委員会においては、特に(1)の基準開発のプロセスについて、ご意見をいただきたいと考えている。

(1) 基準開発のプロセスについて

16. 第 50 回 ASAF 対応専門委員会でいただいたご意見等から、今回の IASB による基準開発のプロセスに関し、次の点が言えるのではないかと考えられるかどうか。
- ① IFRS 第 9 号は時間をかけて開発され、公表日から強制適用までの準備期間も長めに確保された。特に、今回の議論の対象となっている分類及び測定に関しては、2009 年に公表され、2014 年には限定的修正も行われている。それぞれの公開草案に対しコメントする機会も与えられており、関係者が問題提起する機会は十分に与えられていたものと認識している。今回の論点も個別の商品に限定されており、コメント期間を最短にするほどの緊急性はないと考えられるかどうか。
 - ② 今回の議論については、基準開発段階で把握することが可能であったと考えられるが、特段の説明がなく、このような論点が突如として議論されていることに違和感がある。一定の事情により適時に会計基準を修正することは理解できるが、基準開発における検討プロセスに問題があったのではないかと考えられることから、今後の基準開発における改善案を検討すべきではないか。
 - ③ IASB は今回、短期間で IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正を行うこととする理由について、広い範囲で普及しており影響が重大であるからとしているが、その影響は

⁷ IFRS 第 9 号 BC4.193、4.194 項参照。

特定の地域に限定されていると説明している。他にも IFRS 基準に関する要望が多くあげられており、アジェンダ協議のプロセスを経て IASB のリソースを考慮して優先順位をつけて検討することとしている中、この論点だけを優先的に対応することとしたプロセスの透明性について強い懸念を有している。今回のように緊急的に会計基準の修正というかたちで対応されると、IFRS を適用している法域間での不公平感を生じさせることになると考えられるため、国際的な会計基準設定主体としては、その方針を明確にし、十分に議論を尽くした上で基準開発を進めるべきではないか。

(2) IFRS 第 9 号における分類及び測定の見直しについて

17. 本論点は、償却原価を適用することが財務諸表の利用者に有用な情報を提供すると考えられるような金融資産に対しても、元本及び利息の部分以外の組込要素の存在により、金融資産全体を公正価値で測定することが要求されてしまうことに起因していると考えられる。本論点から、IFRS 第 9 号における分類及び測定の見直しについて以下のような課題が含まれているのではないかと考えられるがどうか。

- ① 例えば、今回のような対称的な損失補償による期限前償還オプションが有するキャッシュ・フローについて、「単純」なものであると判定する指針が不明確なのではないか。
- ② SPPI 要件及び基本的な融資の取決めは IFRS 第 9 号における金融資産の分類及び測定に関する基本的な概念であり、今回のように SPPI 要件又は基本的な融資の取決めの概念の例外とされる金融資産について、商品の類型ごとに例外を設けることは、基準の複雑性をより増大することにつながると考えられる。SPPI 要件及び基本的な融資の取決めの概念について包括的な見直しや考え方の再整理が必要ではないか。

(3) 今回の IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正案について

18. 上述したように、本来は現行の IFRS 第 9 号の包括的な見直しや考え方の再整理が必要な面もあると考えられるが、IASB が今回の議論について緊急性が高いものとして認識していることに鑑み、狭い範囲の修正案にどのように対応するのかを検討する必要があると考えられる。

その場合、今回の提案については、以下のような点が論点となりうると考えられるがどうか。

- ① 現在のスタッフ・ペーパーどおりの記載が最終的な基準の結論の根拠に記載されることにより、現行の B4.1.11 項(b)の「合理的な追加の補償」が「正の補償」

- である場合についても、その範囲・内容が市場金利要素のみに限定されると解釈される可能性があるのではないか。
- ② 提案されている「追加的な適格要件（企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合）」について、実務上の対応が難しいのではないかと。

ディスカッション・ポイント

ASAF 会議での発言案（特に(1)の基準開発のプロセス（第 16 項））について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

(別紙1)

2016年12月までの議論の概要

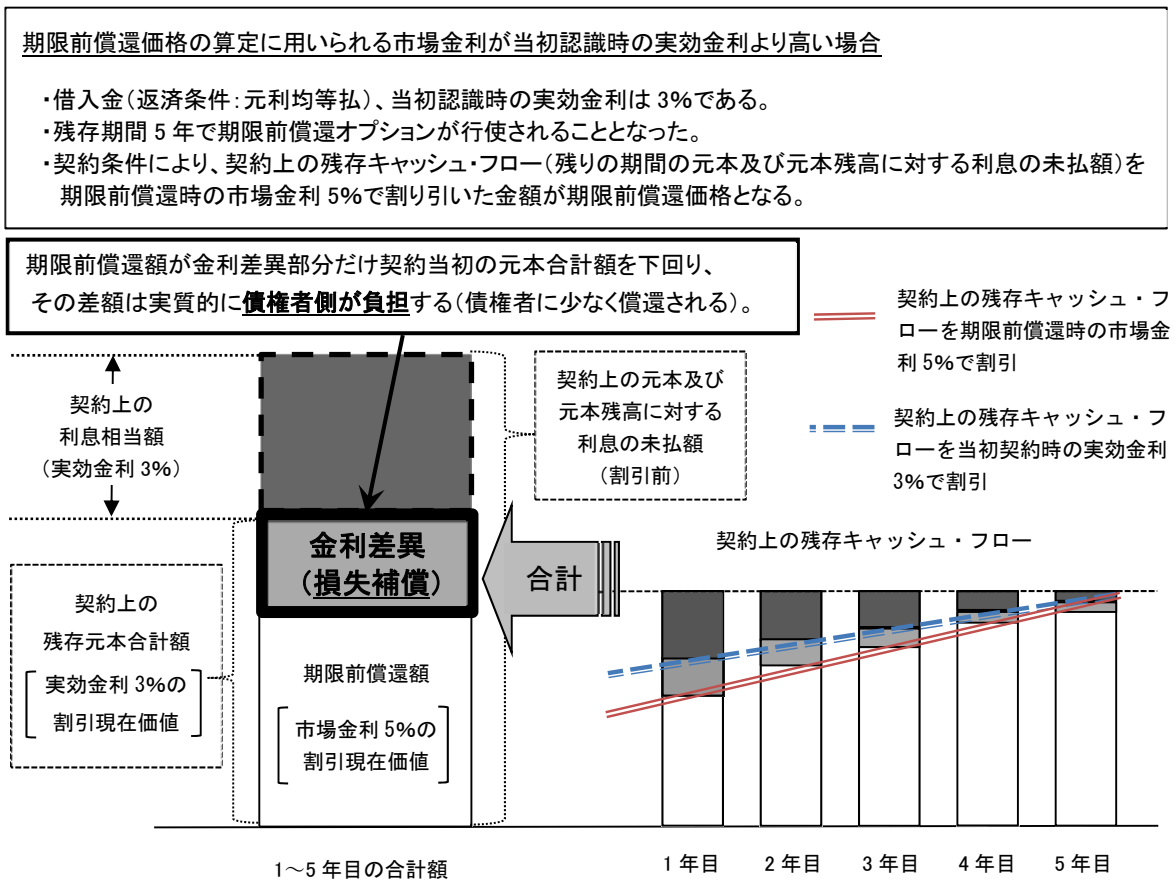
1. 以下に、対称的な期限前償還オプションに関する2016年12月までの議論の概要を記載している。

背景

2. IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）は、負債性金融商品の契約条件に、「対称的な (symmetric)」期限前償還オプションが含まれている場合、当該負債性金融商品は SPPI 要件⁸を満たす契約上のキャッシュ・フローを有しているのかについて質問を受けた。
3. 今回の議論において、「対称的な」とは、期限前償還額が当初契約条件による元本及び元本残高に対する利息の未払額より上回る可能性もあれば下回る可能性があることを指しており、IFRS-IC に寄せられた質問では、具体的には、以下の期限前償還オプションについて取り上げられている。
 - ▶ 対称的な損失補償による期限前償還オプション (symmetric ‘make whole’ prepayment options)
負債性金融商品の発行者（債務者）に対し、期限前償還時の市場金利により当該商品の契約上の残存キャッシュ・フローを割り引いた金額を反映した金額を期限前償還価格として期限前償還を行うことを認めるオプション
4. IFRS-IC に寄せられた今回の質問では、発行者（債務者）のみが対称的な損失補償による期限前償還オプションを有することが前提とされている。この場合、期限前償還価格の算定の基礎となった期限前償還時の市場金利が、負債性金融商品の実効金利より高い場合には、期限前償還額は、当初契約条件による元本及び元本残高に対する利息の未払額を下回り、その差額は負債性金融商品の保有者（債権者）が実質的に負担することとなる。（図1参照）

⁸ SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有する負債性金融商品は、企業の事業モデルにより、償却原価(IFRS 第9号 4.1.2項)若しくはFVOCI (その他の包括利益を通じて公正価値) (同 4.1.2A項)により事後測定される。なお、今回の要望書において、負債性金融商品は期限前償還オプションが付されていないならば、SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有しており、企業の事業目的により、償却原価若しくはFVOCI に分類されることが前提とされている。

図 1: 対称的な損失補償による期限前償還オプション



5. 質問者は、前項のように負債性金融商品の発行者側が期限前償還オプションを行使したにもかかわらず、これによる実質的な負担を保有者側が受け入れなければならないような場合の期限前償還オプションの取扱いについて、考えられる2つの見解をあげ、この保有者による負担はB4. 1. 11 項(b)の「契約の早期終了に対する合理的な追加の補償」に該当するため、SPPI 要件の評価に影響を与えないことによりよいかと質問している(見解1)。
- (1) SPPI 要件の評価には影響を与えない。(見解1)
 - (2) SPPI 要件の評価に影響を与える(SPPI 要件を満たさない。)(見解2)

2016年11月開催のIFRS-IC会議における議論の内容

(IASBスタッフによる分析)

6. IASB スタッフは、B4. 1. 11 項(b)は、IFRS 第9号の前の金融商品に関する会計基準であったIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の定めと類似する点があることに留意した。特に、主契約である負債性金融商品に組み込まれた期限前償還オプションが、主契約と密接に関連しているとみなされる場合の例示⁹は、債務者が負債性金融商品を期限前償還する結果として、債権者が被ることになる金利の喪失（すなわち、債権者の再投資リスクによる経済的損失）を補償する必要があるような状況を考慮していることに留意した。
7. ただし、B4. 1. 11 項(b)では、発行者（債務者）が負債性金融商品を期限前償還する場合だけではなく、保有者（債権者）が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻す場合についても言及されており、契約の期限前償還に関し、両者のうちいずれが補償を支払うのかは特定されていない。この理由についてIASB スタッフは、B4. 1. 11 項(b)は、多くの場合、契約を満期前に終了させるオプションを行使した側が、この選択を受け入れざるを得ない相手方に対して補償することが求められているという事実に対応するものだと考えた。
8. 上述した分析の結果、IASB スタッフは、B4. 1. 11 項(b)の「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」は、期限前償還オプションを保有する側がオプションを行使することにより、期限前償還を受け入れなければならない相手方への補償が必要と考えられる状況を想定していると考えられることから、今回の要望書に記載された対称的な損失補償による期限前償還オプション及び公正価値による期限前償還オプションは、いずれもSPPI要件を満たしていないと結論づけた。

(IFRS-IC 会議で示された主な意見)

9. 多くのIFRS-ICメンバーは、IASB スタッフの分析どおり、B4. 1. 11 項(b)は、契約を終了させるオプションを行使する側が、相手側に対し、補償あるいはペナルティを支払う場合（「正の補償」）と解釈されるべきという見解であったが、IFRS 第9号の要求事項がわかりやすいかどうかという点については、様々な意見があった。特に、マイナス金利であってもSPPI要件を満たすと考える場合に、「負の補償」について別の取扱いをしなければならないとする理由がわからないとの意見があった。

(IFRS-IC 会議での議論の結果)

10. 議論の結果、IFRS-ICメンバーからIASBボードに対し、以下の内容の提案が行われた。

(1) 今回の議論を踏まえ、要望書に記載されたものだけではなく、実務上存在する、

⁹ IAS 第39号AG30項(g)及びBC40B、BC40C項参照。

より幅広い期限前償還オプションを考慮に入れた上で、IFRS 第9号における要求事項を修正することを検討すること。

- (2) 対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されていることのみをもって SPPI 要件を満たさないこととなる金融商品に関し、最も目的適合性のある有用な情報が提供されるような測定方法を検討すること。ただし、数人の IFRS-IC メンバーは、対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されている金融商品の測定方法を一律に償却原価にすることは適切ではないと考えられることから、対象を定義することは困難であることに留意した。

2016年12月開催のIASBボード会議における議論の内容

(IASB スタッフの分析及び提案)

11. IASB スタッフは、これまでの分析に加え、以下の点を踏まえ、対称的な損失補償による期限前償還オプションに対する IFRS 第9号の限定的範囲のプロジェクトを適用及び維持管理プロジェクトとして基準開発のアジェンダに加えることを提案した。
 - (1) IASB スタッフは、実施した特定の金融機関及び業界団体との非公式な会談や IFRS-IC メンバーからのインプットから、法規制市場環境を理由として対称的な損失補償による期限前償還オプションが含まれる金融資産は実務において広く普及しており、(特定の状況において) 強制される契約もあれば、認められる契約もあることを理解した。
 - (2) 金融資産の事後測定方法が償却原価であるか、純損益を通じた公正価値によるかは重大な問題である。資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するという IFRS 第9号における要求事項の目的は、実効金利法が目的適合性のある有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IASB の考えでは、実効金利法が適切なのは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品だけであり、IASB スタッフは、この原則を維持することが重要であると考えている。
 - (3) IASB スタッフは、対称的な損失補償による期限前償還オプションが含まれる基本的な融資の取決めについては償却原価で測定した方が、IFRS 第9号における分類及び測定の目的をより達成する可能性があるのではないかと考えている。ただし、IFRS 第9号における期限前償還オプションに対する現行のガイダンスは、他の多くの種類の契約に対しては分類及び測定の目的を満たすと引き続き考えている。

- (4) IASB スタッフは、IFRS 第9号の修正は要望書に記載されたような対称的な損失補償による期限前償還オプションに限定すべきではないというIFRS-ICの提案には同意するが、短期間で可能な解決策を開発するためには、範囲を適切に限定した上で限定的範囲のプロジェクトにとどめて対応した方がよいと考えている。

(IASB ボード会議での議論の結果及び聞かれた意見)

12. ボードは対称的な損失補償による期限前償還オプションが付された金融資産に関し、IFRS 第9号の狭い範囲を修正するプロジェクトを進めることに同意した。ただし、会議では、以下のような意見が聞かれた。
- (1) IFRS 第9号の開発にあたり、ボードは特定の金融商品のみ（IFRS 第9号で用いられている用語によれば、元本と利息の支払いのみを表す「単純」なキャッシュ・フローのみ）が償却原価による事後測定に適格であることを保証するような条件を慎重に審議したことを考えると、SPPI要件の例外を作ることに懸念がある。
 - (2) IFRS-ICメンバーが提案するように、対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されている金融商品を一律に償却原価により測定することは適切でないと考えられるため、例外の提案にあたってはIFRS 第9号における分類と測定の要求事項を支える原則がそのまま残るように、狭い範囲かつ「特に正確な（surgically precise）」方法で行われるべきである。
 - (3) 特定の種類の金融商品に対応することにより、今後、例外の導入を求める声が多くなり、その都度、基準の修正が必要となる可能性があることに懸念がある。
 - (4) IFRS 第9号自体は既に早期適用されている国があり、例外の提案にあたっては経過措置や発効日に留意すべきである。
 - (5) IFRS 第9号の強制適用日が近づいていることから、検討するのであれば迅速な対応が必要と考えられる。

(別紙2)

2017年1月開催のIASBボード会議におけるスタッフの提案内容

1. 以下は、2017年1月に開催されたIASBボード会議において、スタッフ・ペーパーに示されたIFRS第9号の狭い範囲の修正案に関するスタッフの提案内容（本資料第4項）について詳細を記載している。
2. IASBスタッフは、以下の理由から、対称的な期限前償還オプションが付された特定の金融資産について、例外の範囲を「契約の早期終了に対しての合理的な負の補償」となる事実を除き、B4.1.11項(b)の要求事項を満たす対称的な期限前償還オプションに限定した狭い範囲のSPPI要件の例外を提案している。
 - (1) 上述したIFRS-ICに提出された要望書に記載されているような、期限前償還時の市場金利に基づき期限前償還価格を算定する「対称的な期限前償還オプション」が付された金融資産、及び「非対称的な期限前償還オプション（オプションを行使した側のみ追加負担を負うもの）」が付された金融資産の期限前償還額は、いずれも元本及び元本残高に対する利息の未払額に市場金利の変動に相当する額を加減した金額であり、異なる性質の契約上のキャッシュ・フローをもたらすものではない。すなわち、「対称的な期限前償還オプション」は「非対称的な期限前償還オプション」と比較して、「負の補償」であってもキャッシュ・フローが発生する「符号」を変更しているにすぎないと考えられる。

したがって、特定の対称的な期限前償還要素から発生する契約上のキャッシュ・フローに対しても、実効金利法（償却原価測定）の仕組みを適用することが、財務諸表の利用者に有用な情報を提供すると考えた。
 - (2) しかし、提案された例外は他の期限前償還オプションは対象としない。つまり、期限前償還オプションが補償支払額の「符号」以外の理由によってB4.1.11項(b)の要求事項を満たさない期限前償還額は、提案された例外においても満たさないことになる。IASBスタッフは、B4.1.11項(b)の要求事項を開発した際にボードが着目したのは、期限前償還される金融商品と「新しい（置き換えられた）」金融商品との金利差異に対する補償を含めた期限前償還額の取扱いであったと考えている。すなわち、契約の早期終了により失われた債権者の金利収益（あるいは債務者の追加の金利費用）のおおよその現在価値である。
 - (3) 結果として、例えば、株価指数又はコモディティ指数による変動を反映する支払額が含まれた期限前償還額は、例えそれが契約を終了させる当事者にとって「正

の」金額であったとしても、B4. 1. 11 項(b)の要件は満たさないことは今回の提案でも変わらない。同様に、公正価値による期限前償還が可能な金融資産（あるいはヘッジ手段を終了させるために公正価値で計算される「コスト」を含んだ金額により期限前償還が可能な金融資産）も、期限前償還額が契約の早期終了による単純な金利差異の補償以外に多くの要因を含むため、B4. 1. 11 項(b)の要件を満たさない（このような複雑性のより高いキャッシュ・フローは、公正価値による測定がより適切である。）。ゆえに、このような期限前償還額は今回の提案の対象外である。

3. さらに、IASB スタッフは、「追加的な適格要件」として、「企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である」場合にのみ、対称的な期限前償還オプションが付された金融資産を償却原価（もしくは FVOCI）での事後測定に適格とすることを提案している。
 - (1) 「負の補償」は、債権者に対し元本を回収できないこと、あるいは、債務者に対し当初の債務より多額に支払うことを強制することから、基本的な融資の取決めと整合していないため、SPPI 要件の例外となる。この提案が IFRS 第 9 号における分類及び測定の基本原則である SPPI 要件及び基本的な融資の取決めの概念の例外に該当することや、償却原価測定範囲を不必要に拡大することを避けるために、「追加的な適格要件」を設けることが適切であると考えた。
 - (2) この「追加的な適格要件」の要求事項は、現行の IFRS 第 9 号における他の期限前償還オプションの限定的な例外規定（IFRS 第 9 号 B4. 1. 12 項）とも整合している。
4. 以上より、IASB スタッフは、以下の(1)及び(2)のいずれも満たす場合に、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産が償却原価又は FVOCI での測定に適格となるような IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正を提案している（当該金融資産が事業モデルの要件を満たすことを前提とする。）。
 - (1) 当該金融資産が IFRS 第 9 号の B4. 1. 11 項(b)の要求事項（契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである期限前償還可能な金融資産）を満たすはずのところ、期限前償還要素の「対称的な」性質の結果として要求事項を満たさない。
 - (2) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である。

以上